

福井県特別栽培農産物栽培基準

1 適用の範囲

この栽培基準は、福井県特別栽培農産物認証制度要綱（以下「要綱」という。）第 3 に規定する農産物であって、福井県特別栽培農産物の生産を行う場合に適用する。

2 定 義

要綱第 4 の規定による特別栽培農産物の定義は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	定 義
認証区分①	当該農産物の栽培期間中 ^(注1) において、「有機農産物の日本農林規格」別表 2 に掲載のない農薬、化学肥料および化学合成された土壌改良資材 ^(注3) を使用しない栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行った圃場において収穫されたものをいう。
認証区分②	当該農産物の栽培期間中 ^(注1) において、節減対象農薬 ^(注2) を使用しない栽培方法であり、かつ窒素成分を含む化学肥料の使用量が 4 の（5）で定める使用量以下の栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行った圃場において収穫されたものをいう。
認証区分③	当該農産物の栽培期間中 ^(注1) において、窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法であり、かつ節減対象農薬 ^(注2) の使用量が 4 の（5）に定める使用回数以下の栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行った圃場において収穫されたものをいう。
認証区分④	当該農産物の栽培期間中 ^(注1) において、節減対象農薬 ^(注2) および窒素成分を含む化学肥料の使用量が 4 の（5）に定める使用回数および使用量以下の栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行った圃場において収穫されたものをいう。

(注 1) 栽培期間中とは、前作物の収穫後から当該農作物の収穫終了および乾燥・調整までの期間とする。（種子、育苗段階も含む。）

(注 2) 節減対象農薬とは、化学合成農薬のうち、有機農産物の日本農林規格の別表 2 に挙げる農薬を除くものとし、別に作成する資材リストに挙げる農薬をいう。

(注 3) 上記の農作物の生産にあたっては、有機農産物の日本農林規格の別表 1 および別に作成する資材リストに挙げる肥料・土壌改良資材を使用することができる。

3 栽培基準の遵守

生産者は、次の 4 の事項を遵守しなければならない。

4 基 準

(1) 圃場の設定

特別栽培農産物の生産圃場は、他の圃場と明瞭に区別しなければならない。

(2) 種苗等

- イ 遺伝子組換え技術により育成された品種の種子および種苗は、使用してはならない。
- ロ 購入した種苗について、種苗業者等が採種後から種苗出荷にかけて使用した資材は、当該作物の節減対象農薬の使用回数および窒素成分を含む化学肥料の使用量にカウントするものとする。遺伝子組換え技術により育成された品種の種子および種苗は、使用してはならない。

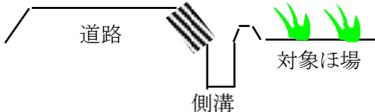
(3) 土づくり

- イ 水稻における堆肥等の施用は、前作稲わらの全量すき込みまたは堆肥等の種類、土壌条件などを考慮し適量を施用する。
- ロ 野菜等（水稻以外）における堆肥等の施用は、作目作型、土壌条件などを考慮し適量を施用する。

(4) 病虫害および雑草防除

- イ 病虫害および雑草防除を行う場合、県が示す「農作物病虫害防除指針」に掲載された農薬の使用を基本とし、耕種的防除にも努める。また、農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、農薬使用基準を遵守する。なお、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 23 条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令され、当該警報に基づく節減対象農薬による防除を行った場合においても使用回数にカウントするため、農作物病虫害発生予察予報に留意し、被害防止に努める。
- ロ 圃場および畦畔の雑草対策を実施すること。
- ハ 畦畔への除草剤散布について、現地検査において対象圃場に飛散が確認された場合、使用回数にカウントする。また、飛散が確認されなくても、流入の恐れがある畦畔の一部に散布した場合は、使用回数にカウントする。

《参考事例》

事例	判定
(1) 	カウントしない
(2) 	カウントする
(3) 	カウントする
(4) 	カウントする
(5) 	カウントしない

※  網掛け箇所は、除草剤散布した部分を意味する。

(5) 資材の使用基準

- イ 福井県特別栽培農産物認証制度において使用できる資材は、別に作成する資材リストに挙げる資材とする。ただし、自家製の原料または、国や都道府県等に対して肥料や農薬の登録等がない資材を使用する場合はこの限りではない。
- ロ 認証区分①において、自給資材または、国や都道府県等に対して肥料や農薬の登録等がない資材を使用する際には、有機農産物の日本農林規格の別表1および別表2に挙げる資材に限る。
- ハ 認証区分②、認証区分③および認証区分④における節減対象農薬および化学肥料（窒素分量）の使用基準（上限）は別表1に掲げるとおりとする。
- ニ 認証区分②、認証区分③および認証区分④において有機農産物の日本農林規格の別表2に挙げる農薬および下記の化学合成を行っていないと認められた農薬を使用した場合は、節減対象農薬の使用回数にカウントしないものとする。
- ホ 節減対象農薬の使用回数は、栽培期間中において使用した殺菌剤、殺虫剤、除草剤および植物成長調整剤の有効成分の延べ使用回数とする。
- ヘ 化学肥料の使用量は、栽培期間中において使用した化学肥料の全窒素分量とする。
- ト 有機物の腐熟促進を目的として石灰窒素を栽培前年の秋期に施用する場合は、化学肥料（窒素肥料）の使用量にカウントしないものとする。

化学合成を行っていないと認められた農薬

農薬名
カスガマイシン剤
ポリオキシシン剤
バリダマイシン剤
ストレプトマイシン剤
オキシテトラサイクリン剤

別表1 認証区分②、認証区分③および認証区分④における節減対象農薬および化学肥料の使用基準

品目名	作物名	作型	播種または定植時期の目安	認証区分③および認証区分④において使用可能な節減対象農薬の有効成分の延べ使用回数	認証区分②および認証区分④において使用可能な化学肥料量(窒素成分量 kg/10a)	最低栽培面積(a)	(参考) 確認時期の目安
米	コシヒカリ	移植栽培		10	3.5	10	3月
		直播栽培		11	3.5	10	3月
	コシヒカリ以外の品種	移植栽培		10	5.0	10	3月
		直播栽培		11	5.0	10	3月
麦	大麦		4	7	10	8月	
豆類	大豆			6	1	10	5月
	アズキ			6	2	1	5月
そば	そば			1	1	10	7月
野菜	キュウリ	半促成	2~3月 定植	12	16	1	1月
		夏秋	5~6月 定植	14	23	1	4月
		抑制	7~8月 定植	14	17	1	6月
	スイカ	半促成(施設)	3~4月 定植	8	8	1	2月
		トンネル(露地)	4~5月 定植	11	8	1	3月
	メロン類	半促成	3~4月 定植	9	7	1	2月
		抑制	6~8月 定植	11	8	1	5月
	ウリ類			5	8	1	3月
	カボチャ			7	8	1	3月
	普通トマト	半促成	2~3月 定植	11	18	1	1月
		抑制	6~8月 定植	10	12	1	5月
	ミディトマト	半促成	2~3月 定植	10	7	1	1月
		夏秋	4~5月 定植	12	11	1	3月
		抑制	6~8月 定植	13	7	1	5月
	ナス			17	40	1	3月
	ピーマン(シトウ含む)			10	19	1	3月
	イチゴ			20	12	1	8月
	一寸ソラマメ			9	12	1	8月
	スイートコーン			4	15	1	3月
	キャベツ	夏播き	6~8月 播種	9	15	1	5月
		秋播き	10月 播種	6	15	1	8月
	ブロッコリー	春播き	2~3月 播種	7	15	1	1月
		夏播き	6~8月 播種	8	13	1	5月
	レタス	夏播き	7~8月 播種	7	14	1	6月
		春播き	2~3月 播種	6	15	1	1月
	非結球レタス			5	13	1	月
	ハクサイ			10	16	1	2月
	ツマミナ	周年		0	7	1	3月
ハウレンソウ	周年		5	9	1	3月	

品目名	作物名	作型	播種または定植時期の目安	認証区分③および認証区分④において使用可能な節減対象農薬の有効成分の延べ使用回数	認証区分②および認証区分④において使用可能な化学肥料量(窒素成分量 kg/10a)	最低栽培面積(a)	(参考) 確認時期の目安
野菜	非結球アブラナ科 (コマツナ、チンゲンサイ、ミズナ等)			5	7	1	3月
	ナバナ類 (勝山ミズナ等)			3	16	1	8月
	ネギ	春播き	2～4月 播種	9	14	1	1月
		秋播き	8～9月 播種	11	10	1	7月
	カブ			4	8	1	7月
	ダイコン	春播き	2～4月 播種	5	8	1	1月
		秋播き	8～9月 播種	8	13	1	7月
	ニンジン			6	14	1	2月
	ゴボウ			5	9	1	3月
	カンショ			5	4	1	3月
	サトイモ			8	15	1	3月
	サトイモ葉柄 (八つ頭)			3	15	1	3月
	バレイショ			7	7	1	2月
	タマネギ			7	16	1	8月
	ニンニク			10	18	1	8月
	ラッキョウ	1年子		5	13.5	1	6月
		3年子		9	15.5	1	6月
	ジネンジョ			6	14	1	3月
	未成熟インゲン			4	13	1	3月
	未成熟エンドウ			3	10	1	8月
	エダマメ			5	6	1	3月
	シソ			3	10	1	2月
	シュンギク			6	9	1	8月
	アスパラガス			7	20	1	3月
	食用ギク			8	12.5	1	2月
	オクラ			10	13.5	1	3月
	モロヘイヤ			4	10	1	3月
	ツルムラサキ			2	10	1	3月
	パプリカ			16	20	1	3月
	ズッキーニ			7	10	1	3月
畑ワサビ			6	8	1	3月	
ショウガ			6	20	1	3月	
エンサイ (空芯菜)			5	17	1	3月	
果樹	ウメ (アンズ含む)			9	10	5 ※施設1	3月
	ナシ			20	8	5 ※施設1	3月

品目名	作物名	作型	播種または定植時期の目安	認証区分③および認証区分④において使用可能な節減対象農薬の有効成分の延べ使用回数	認証区分②および認証区分④において使用可能な化学肥料量(窒素成分量 kg/10a)	最低栽培面積(a)	(参考)確認時期の目安
果樹	カキ			8	8	5 ※施設1	3月
	クリ			4	6	5 ※施設1	3月
	ブドウ			10	4	5 ※施設1	3月
	ミカン類 (温州みかん含む)			7	7	5 ※施設1	3月
	モモ (ネクタリン含む)			11	8	5 ※施設1	3月
	リンゴ			18	6	5 ※施設1	3月
	イチジク			6	9	5 ※施設1	3月
	イチヨウ			1	10	5 ※施設1	3月
	キウイフルーツ			6	8	5 ※施設1	3月
	スモモ (プルーン含む)	移植栽培		6	9	5 ※施設1	3月
	ベリー類 (ブルーベリー含む)	直播栽培		4	5	5 ※施設1	3月
その他	茶			10	30	1	3月
	杜仲茶			1	2.4	1	3月
	ナタネ	子実		0	6	10	3月
	マコモタケ			3	11	1	3月
	エゴマ	子実		1	2	1	3月

(注1) 適用地域は、県下全域とする。

(注2) 適用品種は、指定が無いものについては全品種とする。

(注3) 着果促進剤などの植物成長調整剤で、使用方法が一般的に局所であり、その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1回とする。

ただし、複数成分の薬剤については、その成分数とする。